

特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（ばいじん、燃え殻）

廃棄物	物質名及び基準値												
	物質名		アルキルHg ³⁾	総Hg ³⁾	1,4-ジオキサン ³⁾	Cd	Pb	Cr(VI)	As	Se	DXN		
	基準値 ⁵⁾	ばいじん、燃え殻 ¹⁾	N.D. ⁴⁾	0.005	0.5	0.3	0.3	1.5	0.3	0.3	3		
		廃酸、廃アルカリの場合	N.D.	0.05	5	1	1	5	1	1	0.1		
	排出源		適用										
	施設	規模											
ばいじん	3.金属精錬又は無機化学工業品製造用焙焼炉、焼結炉及び煅焼炉	原料処理能力 1t/h 以上	○	○		○		○	○	○			
	4.金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	原料処理能力 1t/h 以上								○			
	5.金属精錬又は鋳造用の溶解炉	火格子面積；1m ² 以上 羽口面断面積；0.5m ² 以上 バーナ燃焼能力；重油 50L/h 以上 変圧器定格容量；200KVA 以上 のいずれかのもの	○	○		○	○			○			
	9.窯業製品製造用焼成炉及び溶融炉	火格子面積；1m ² 以上 バーナ燃焼能力；重油 50L/h 以上			○	○		○	○				
	10.無機化学工業品又は食料品製造用反応炉及び直火炉	変圧器定格容量；200KVA 以上 のいずれかのもの	○	○		○	○	○	○	○			
	11.乾燥炉(Cu、Pb、Zn 精製用、トリポリ磷酸ナトリウム製造用は除く)		○	○		○	○	○	○	○			
	12.製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイトの製造用電気炉	変圧器定格容量；1,000KVA 以上			○	○	○			○			
	14.銅、鉛又は亜鉛の精錬用の焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力；0.5t/h 以上 火格子面積；0.5m ² 以上 羽口面断面積；0.2m ² 以上 バーナ燃焼能力；重油 20L/h 以上 のいずれかのもの			○	○			○	○			
	15.カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用の乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上				○				○			
	21.燐、燐酸、燐酸肥料又は複合肥料の製造用反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	燐鉱石処理能力；80kg/h 以上 バーナ燃焼能力；重油 50L/h 以上 変圧器定格容量；200KVA 以上 のいずれかのもの				○							
	23.トリポリ磷酸ナトリウムを製造する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料処理能力；80kg/h 以上 火格子面積；1m ² 以上 バーナ燃焼能力；重油 50L/h 以上 のいずれかのもの				○							
	24.鉛の第二次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造用溶解炉	バーナ燃焼能力；重油 10L/h 以上 変圧器定格容量；40KVA 以上 のいずれかのもの					○		○				
	25.鉛蓄電池製造用の溶解炉	バーナ燃焼能力；重油 4L/h 以上 変圧器定格容量；20KVA 以上 のいずれかのもの					○						
	26.鉛系顔料製造用溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量；0.1m ³ 以上 バーナ燃焼能力；重油 4L/h 以上 変圧器定格容量；20KVA 以上 のいずれかのもの					○						
	※2 製鋼(鉄鋼を除く)電気炉	変圧器定格容量；1,000VA 以上									○		
	※4 アルミニウム合金製造焙燒路、溶解炉、乾燥炉	焙燒炉及び乾燥炉；原料処理能力 0.5t/h 以上 溶解炉；容量 1t 以上									○		
	○3 汚泥(PCB汚染物、PCB処理物除く)の焼却施設	処理能力 5m ³ /日超、200kg/h 以上 又は火格子面積 2m ² 以上の施設			○								
	○5 廃油(廃PCB等除く)の焼却施設	処理能力 1m ³ /日超、200kg/h 以上 又は火格子面積 2m ² 以上の施設			○								
	○13-2 産業廃棄物(汚泥廃油、廃プラスチック、廃PCB等除く)の焼却施設	処理能力 200kg/h 以上又は火格子面積 2m ² 以上の施設			○								
ばいじん 燃え殻	廃プラスチック類焼却施設	処理能力 0.1t/日を超える又は火格子面積 2m ² 以上の施設				○	○	○		○			
	産業廃棄物焼却施設	処理能力 200kg/h 以上又は火格子面積 2m ² 以上の施設						○	○				
	※5 産業廃棄物焼却炉である特定施設	処理能力 50kg/h 以上又は火床面積 0.5m ² 以上の施設									○		

1) 国内で生じたものであって、表中の排出源の施設から生じたもの

2) 1) を処分するために処理したもの

3) アルキル水銀化合物(アルキルHg)、水銀又はその化合物(総Hg)、1,4-ジオキサンは、燃え殻の場合対象とならない。

4) 環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

5) 基準値mg/L(溶出量)、ただし「処理物の廃酸、廃アルカリ」はmg/L(含有量)及びDXNの「ばいじん、燃え殻、その処理物」はng-TEQ/g(含有量)

(注) 施設記号は大気汚染防止法施行令別表第1による。

※印の施設番号はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1による。

○印の施設番号は廃棄物処理法施行令別表第3による。